

小児用肺炎球菌ワクチン及びヒブワクチン接種の一時的見合わせ等について

平成 23 年 3 月 7 日
保 健 福 祉 部

1 事業実施の経緯

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（以下「子宮頸がん等ワクチン」という。）の接種については、小児科等の「予防接種実施指定医療機関」において、平成 23 年 2 月 7 日から無料での接種を開始したところですが、3 月 5 日までに、それぞれのワクチン接種について、国等から新たな情報提供がありましたのでお知らせします。

2 ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン

(1) 国の対応

厚生労働省は、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンを含む、ワクチンの同時接種した乳幼児の死亡例が、3 月 2 日から 3 月 4 日までに 4 例の報告があったことから、ワクチン接種と死亡との因果関係について、詳細な情報収集と調査を実施することとし、因果関係の評価を実施するまでの間、念のため、接種を一時的に見合わせることにしました。

なお、見合わせの期間は未定となっております。

また、今回のワクチン接種と死亡との因果関係の評価は、厚生労働省の医薬品等安全対策部会調査会と、子宮頸がん等ワクチン予防接種後副反応検討会を早急に合同開催し、詳細な検討を実施する予定としています。

(2) 市の対応

県保健福祉部医療国保課を通じて、国からの情報を 3 月 4 日 23 時に入手し、3 月 5 日に市医師会及び市内の小児科等の「予防接種実施指定医療機関」に対し、接種を一時的に見合わせるよう指示しました。

なお、3 月 5 日に、市ホームページに同様の情報を掲載しました。

また、県においても、県医師会を通じて、県内の郡市医師会に情報提供しています。

3 子宮頸がん予防ワクチン

(1) 現在の状況

子宮頸がん予防ワクチンの製造輸入販売元からの情報によると、国の「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」の開始を受けて、多くの自治体が公費助成を開始したことから、当初予測していた供給量をはるかに上回る受注があり、全国的に流通量が少なくなっており、全ての医療機関が希望する量が入手できなくなり、接種を希望する方に対応できない状況になっています。

なお、製造輸入販売元では、現在、厚生労働省と協議しているとの情報提供があったところです。

(2) 市の対応

市内の医療機関や市民から、流通量が少なく、「予防接種ができない」との相談等が寄せられていることから、本日（3 月 7 日）、市ホームページに現在の状況を掲載しました。

なお、今後の対応については、製造輸入販売元や国の動向を注視してまいります。